京都府 報道発表資料
募集のお知らせ
府政記者室、各広域振興局、経済記者クラブ　同時資料配付
令和８年８月 17 日

令和８年熊本地震被災地支援活動へ補助
～地域未来づくりプロジェクト交付金「被災地支援プログラム」受付開始～

■京都府では、令和８年熊本地震の被害に対する府内の非営利団体が行う支援活動について、「地域未来づくりプロジェクト交付金」により、経費の一部を補助します。
■本日から申請受付を開始しますので、周知をお願いします。

１　対象となる活動
令和８年熊本地震による被害に対し、京都府内に主な事務所をおく非営利団体（ＮＰＯ、ボランティアサークル等）が、災害救助法適用の市町村において災害ボランティアセンターを通じて行う被災地支援活動

＜対象活動例＞・災害で発生した土砂・がれきの除去
・被災家屋等の清掃作業
・被災者への心理ケア　　など

＊個人及び営利企業の活動は対象外
＊災害ボランティアセンターを通さず自主的に行う活動は対象外
＊構成員が３名以上である団体が対象

２　対象期間
令和８年７月２８日（火）から１２月３１日（木）までの間に実施した活動

３　対象経費
活動に直接必要となる経費（３０万円以内）
＊上記対象期間内に支払いが完了したものに限ります。

＜対象経費例＞　・ブラシ・スコップ・軍手・長靴・ヘルメット等の購入費
・被災地への交通費
・がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
・ボランティア保険料（天災・地震対応プラン含む）
・外部の専門家への謝金　　　など

４　交付率（支援額）
対象経費の３分の２以内（上限２０万円）

（次頁あり）

５　申請方法等

団体の所在地を所管する各広域振興局（京都市・乙訓地域の場合は、文化生活総務課）へ郵送又は持参により、必要書類を提出してください。

申請様式や提出先等の詳細については、京都府 HP「地域未来づくりプロジェクト交付金『被災地支援プログラム』について」を御確認ください。
（https://www.pref.kyoto.jp/chiiki-miraidukuri/hisaichishien.html）

＊災害ボランティアセンターを通じた活動であることがわかる書類（活動証明書等）、消耗品の購入等に係る領収書やレシート、活動の様子がわかる写真等の提出が必要です。

＊本プログラムにおいて、１団体１回のみ申請ができます。
（複数地域での活動をまとめて申請することは可能です。）

６　申請受付期間

令和８年８月１７日（月）から令和９年１月２９日（金）まで（当日消印有効）

＊活動完了後３０日以内又は令和９年１月２９日（金）までのいずれか早い日までに、必要書類を提出してください。

７　相談・申請窓口

文化生活部 文化生活総務課 府民協働係	（電話 075-414-4453）
山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	（電話 0774-21-2049）
南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	（電話 0771-24-8430）
中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	（電話 0773-62-2031）
丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	（電話 0772-62-4300）

【本報道発表に関するお問合せ】
京都府災害支援対策本部
文化生活部文化生活総務課　課長　井関　TEL:075-414-4180
参事　萬谷（まんたに）TEL:075-414-4460

令和８年熊本地震の被害に対するボランティア活動を支援します

令和８年８月 17 日版

令和８年度京都府地域未来づくりプロジェクト交付金「被災地支援プログラム」申請受付のご案内

令和８年熊本地震による被害に対し、京都府内の非営利団体（ＮＰＯやボランティアサークル等）が、災害ボランティアセンターを通じて行う被災地及び被災者への支援活動を、地域未来づくりプロジェクト交付金により支援します。

対象団体など

令和８年熊本地震により災害救助法が適用された市町村において支援活動を行う非営利団体
（例）NPO、ボランティアサークル　など（法人格の有無は問いません）
＊個人や営利を目的とする団体、特定の政治・思想・暴力団等に関わる団体は対象外です
＊京都府内に主な事務所をおく非営利団体が対象です
＊災害ボランティアセンターを通じた活動のみが対象です
＊構成員が３名以上である団体が対象です

対象地域
※災害救助法適用市町村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

対象期間

令和8年7月28日（火）から12月31日（木）までの間に実施した活動

申請受付期間

令和8年8月17日（月）から令和9年1月29日（金）まで
（活動完了後 30 日以内又は令和9年 1 月 29 日（金）のいずれか早い日までに申請してください）
＊郵送の場合は、申請締切日消印有効
＊持参の場合は、申請締切日 17 時まで（土・日・休日を除く）

申請方法

- 申請書は、活動実施後に実績報告書と併せて提出してください
- 団体の所在地を所管する各広域振興局（京都市・乙訓地域の場合は、文化生活総務課）に、郵送又は持参により必要書類を提出してください
- 申請様式や提出先等の詳細については、京都府 HP「地域未来づくりプロジェクト交付金『被災地支援プログラム』について」をご確認ください

【京都府ＨＰ】https://www.pref.kyoto.jp/chiiki-miraidukuri/hisaichishien.html

申請には、災害ボランティアセンターを通じた活動であることが分かる書類
*活動証明書等、消耗品の購入等に係る領収書又はレシート（写し）、活動の様子が分かる写真等が必要です
*書類の具体例は、裏面をご参照ください

交付率・対象経費等

交付率･交付上限額は、以下のとおりです

対象経費　３０万円以内　　交付率　対象経費の２/３以内（上限２０万円）
※交付額は、1,000円未満切り捨てとなります

令和８年７月２８日（火）から１２月３１日（木）に実施された次のような活動が対象となります

＜活 動 の 例＞
- 災害で発生した土砂・がれきの除去
- 被災家屋等の清掃作業
- 被災者への心理ケア　　など

＜対象経費の例＞
- ブラシ・スコップやヘルメット・釘踏み抜き防止インソール等の購入費
- 被災地への交通費（実費相当額）
- がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
- ボランティア保険料（天災・地震対応プラン含む）
- 外部の専門家への謝金　　など

＜対象外経費の例＞
- 国や京都府の他の補助金等による支援を受けている経費
- アルバイト代等の人件費
- 被災地への支援物資や食糧の購入費
- 被災した家電や家具類、畳等の修理や買替え費用　　など

＊対象期間内に支払いが完了した経費のみ対象となります
＊対象経費の詳細など、よくあるお問合せについては、京都府HPにQA方式で随時掲載していきます
京都府ＨＰ:https://www.pref.kyoto.jp/chiiki-miraidukuri/hisaichishien.html

＊令和８年熊本地震に係る本プログラムの交付を受けられるのは、１団体当たり１回のみです（複数地域での活動をまとめて申請することは可能です）
＊地域未来づくりプロジェクト交付金の他のプログラム（未来創造プログラム、地域活動応援プログラム、担い手育成・基盤強化プログラム等）に申請されている場合でも、申請することができます
＊災害ボランティアセンターを通じた活動であることが分かる書類の例
- 災害ボランティアセンターが発行する活動証明書（写し可）
- 災害ボランティアセンターからの参加決定通知（メール）の写し
- 活動時に配付される災害ボランティアセンター名が入ったゼッケン等の写真　　など

問合せ先

京都府 文化生活部 文化生活総務課（府民協働係）	電話 075-414-4453
山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0774-21-2049
南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0771-24-8430
中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0773-62-2031
丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課	電話 0772-62-4300